

教材	項目	頁	科目	該当箇所	改正前	改正後	該当条文(条文番号は改正後)	
1級 厳選 問題集 500	3 確認申請	p255	III	No.11-1	解説	法第6条第1項第四号に該当し、	法第6条第1項第三号に該当し、	法6条
				No.11-3	解説	法第6条第1項により、 設問の建築物は、構造、高さ等が不明であるが、これらによっては法第6条第1項第二号に該当する可能性があり、第二号に該当しない場合は同項第四号に該当する。	法第6条第1項第三号により、 【削除】	法6条
		p256	III	No.12-3	問題	延べ面積300㎡、	延べ面積200㎡、	法6条
		p257	III	No.12-1	解説	法第6条第1項第一号から第三号に掲げる	法第6条第1項第一号又は第二号に掲げる	法87条の4
				No.12-2	解説	法第6条第1項第四号により、	法第6条第1項第三号により、	法6条
				No.12-3	解説	木造、延べ面積300㎡、高さ8m、平家建ての神社は、法第6条第1項第一号から第三号までのいずれにも該当せず、第四号に掲げる建築物に該当する。都市計画区域内で	延べ面積200㎡、平家建ての神社は、法第6条第1項第一号及び第二号いずれにも該当せず、第三号に掲げる建築物に該当する。同号の	法6条
		p258	III	No.13-2	解説	法第6条第1項第四号により、	法第6条第1項第三号により、	法6条
		p259	III	No.14-1	問題	木造、延べ面積500㎡、高さ9m、地上2階建ての事務所	木造、延べ面積200㎡、高さ9m、平家建ての事務所	法6条
				No.14-1	解説	法第6条第1項第一号から第三号までのいずれにも該当せず、第四号に該当する。	法第6条第1項第一号及び第二号いずれにも該当せず、第三号に該当する。	法6条
	No.14-3			解説	法第6条第1項第四号に該当し、	法第6条第1項第三号に該当し、	法6条	
	4 建築手続	p261	III	No.15-3	解説	規則第3条の2第1項第十五号で定める	規則第3条の2第1項第十六号で定める	規則3条の2
		p263	III	No.16-1	解説	法第6条第1項第一号及び第三号に該当する。法第7条の6第1項により、法第6条第1項第一号から第三号までの建築物を	法第6条第1項第一号に該当する。法第7条の6第1項により、法第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を	法7条の6
		p265	III	No.17-3	解説	法第6条第1項第一号から第三号までの建築物を…(略)…。設問の建築物は、同項第一号から第三号までに該当しないので、	法第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を…(略)…。設問の建築物は、同項第一号及び第二号いずれにも該当しないので、	法7条の6
		p267	III	No.18-3	解説	特定構造計算基準(審査…(略)…)…建築主事(規則第3条の13第1項により…(略)…建築主事)が	同項第一号に定める特定構造計算基準のうち(審査…(略)…)…建築主事等(規則第3条の13第1項により…(略)…建築主事等)が	法6条
	12 構造強度	p328	III	No.49-2	問題	引張り鉄筋	引張鉄筋	令73条
		p329	III	No.49-2	解説	引張り鉄筋	引張鉄筋	令73条
	25 関係法令融合	p457	III	No.114-4	解説	建築物省エネ法第34条第1項。	建築物省エネ法第29条第1項。	建築物省エネ法29条
		p469	III	No.120-2	解説	同法第6条の3第1項ただし書により、①審査が	同法第6条の3第1項ただし書により、同項第一号に定める①審査が	法6条
	16 木質構造	p619	IV	No.86-4	解説	建築基準法施行令第46条第4項表2に規定されている「階の床面積に乘ずる数値」は、重い屋根よりも軽い屋根のほうが小さい値となっている。従って、屋根材を軽量化することは、建築物に作用する地震力を低減することにつながる。	屋根材を軽量化することは、建築物に作用する地震力を低減することにつながるので、耐震性向上に有効である。	
		p623	IV	No.88-1	解説	地震力に対する耐力壁の所要有効長さ(必要壁量)は、床面積や階数、屋根や壁の重さが関係し、張り間方向と桁行方向で同じ値となる。	地震力に対する耐力壁の所要有効長さ(必要壁量)は、床面積にその階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和やAi等から決まる数値を乗じて求めるため、張り間方向と桁行方向で同じ値となる。	
				No.88-4	解説	足し合わせた倍率は5を超えることはできない。	足し合わせた倍率は7を超えることはできない。	
	p625	IV	No.89	解説	また、必要壁量は側端部分の床面積に下表に示す値(本問では15cm/㎡)を乗じた値となる。ただし、この乗ずる値は計算過程で約分されて消えるので、下表の値がわからなくても「a」などと置き換えてやれば壁率比を求めることはできる。	また、必要壁量は側端部分の床面積にその階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和やAi等から決まる数値を乗じた値となる。ただし、この乗ずる値は計算過程で約分されて消えるので、「a」などと置き換えてやれば壁率比を求めることはできる。		
					解説表		【削除】	
	令和6年 学科試験	p899	III	No.3-4	解説	法第6条第1項第一号から第三号までの建築物の なお、鉄骨造、地上8階建て共同住宅は、法第6条第1項第一号及び第三号に該当する。	法第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の なお、地上8階建て共同住宅は、法第6条第1項第一号又は第二号に該当する。	法7条の6 法6条
		p933	III	No.20-2	解説	共同住宅が法第6条第1項第一号から第三号に該当する場合に	共同住宅が法第6条第1項第一号又は第二号に該当する場合に	法90条の2
		p946	III	No.27-1	問題	建築主は、特定建築物の増築(非住宅部分の増築に係る部分の床面積の合計が300㎡以上であるものに限る。)をしようとするときは、当該特定建築物(非住宅部分に限る。)を建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう努めなければならない。	建築主は、建築物の増築(増築に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるものに限る。)をしようとするときは、当該増築に係る建築物の全ての部分について、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。	建築物省エネ法10条
		p947	III	No.27-1	解説	建築物省エネ法第11条第1項、同法施行令第4条第2項により、原則として、当該特定建築物の非住宅部分を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。	建築物省エネ法第10条第1項、同法施行令第3条により、建築主は、10㎡を超える増築又は改築をしようとするときは、原則として、当該増築又は改築をする建築物の部分を、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。当該増築に係る建築物の全ての部分ではない。	建築物省エネ法10条
				No.27-2	解説	建築物省エネ法第28条第1項及び同法施行令第9条第1項。 当該住宅を同法第29条第1項に規定する	建築物省エネ法第21条第1項及び同法施行令第5条第1項。 当該住宅を同法第22条第1項に規定する	建築物省エネ法21条、22条 建築物省エネ法21条、22条
				No.27-3	解説	建築物省エネ法第28条第2項及び同法施行令第9条第2項。 当該住宅を同法第29条第1項に規定する	建築物省エネ法第21条第2項及び同法施行令第5条第2項。 当該住宅を同法第22条第1項に規定する	建築物省エネ法21条、22条 建築物省エネ法21条、22条
				No.27-4	解説	建築物省エネ法第34条第1項。	建築物省エネ法第29条第1項。	建築物省エネ法29条
		p951	III	No.29-2	解説	建築物省エネ法第40条第1項、同法施行令第11条第1項により、	建築物省エネ法第35条第1項、同法施行令第7条第1項により、	建築物省エネ法35条
		p979	IV	No.10	解説	ここで、必要壁量は、床面積に規定の数値を乗じて求めるが、2階建ての1階部分で、屋根は日本瓦葺であるため、その数値は33cm/㎡である。ただし、いずれの側端部分においても同じ数値を用い、その数値は壁率比の計算時に約分されてしまうため、今回の計算では「α」などと置換すればよい。	ここで、必要壁量は、床面積にその階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和やAi等から決まる数値を乗じて求めるが、いずれの側端部分においても同じ数値を用い、その数値は壁率比の計算時に約分されてしまうため、今回の計算では「α」などと置換すればよい。	
		p980	IV			(建築基準法施行令第46条第4項、平成12年建設省告示第1352号)	【削除】	